

岩手県告示第 556 号

次の貸金業者について、営業所又は事務所の所在地及びその所在を確知できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和 56 年法律第 32 号）第 38 条第 1 項の規定により、告示する。

なお、この告示の日から 30 日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、当該貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成 18 年 4 月 11 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 名称 株式会社日本チケット
- 2 氏名（代表者の氏名） 中森 秀一
- 3 主たる営業所等の所在地 盛岡市開運橋通 3 番 48 号
- 4 登録番号 岩手県知事（6）第 00634 号
- 5 登録年月日 平成 15 年 11 月 29 日